

四半期報告書

(第5期第2四半期)

自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

第5期第2四半期（自平成21年6月1日 至平成21年8月31日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年10月14日に提出したデータに目次及び頁を付して作成したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態及び経営成績の分析	6
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	18
(6) 議決権の状況	19
2 株価の推移	19
3 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1 四半期連結財務諸表	21
(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書	23
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	25
2 その他	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36
 [四半期レビュー報告書]	 37

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月14日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年8月31日	自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
営業収益 (百万円)	2,546,405	1,304,670	5,649,948
経常利益 (百万円)	118,464	59,957	279,306
四半期(当期)純利益(百万円)	43,687	19,995	92,336
純資産額 (百万円)	—	1,827,266	1,860,672
総資産額 (百万円)	—	3,734,140	3,727,060
1株当たり純資産額 (円)	—	1,945.94	1,975.95
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	48.36	22.13	100.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	48.35	22.13	100.54
自己資本比率 (%)	—	47.1	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	213,977	—	310,007
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△113,880	—	△139,568
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,501	—	△169,755
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	718,684	663,483
従業員数 (名)	—	54,008	54,486

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動につきましては、「第1 企業の概況 3. 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりです。

（合併）

当社の特定子会社である株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社西武百貨店の両社は、平成21年8月1日付で当社の連結子会社である株式会社そごうを存続会社とする吸収合併により解散いたしました。これに伴い、当第2四半期連結会計期間より株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社西武百貨店は特定子会社に該当しなくなりました。

なお、株式会社そごうは同日付で株式会社そごう・西武に商号変更しております。

また、次の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブンヘルス ケア	東京都 千代田区	450	スーパー ストア事業	70.0 (60.0)	2	—	—
(関連会社) 株式会社セブンファーマ 富里	千葉県 富里市	2	スーパー ストア事業	25.9 (25.9)	—	—	—

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の（内書）は間接所有であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数（名）	54,008 [90,410]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数（名）	384 [17]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第2四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	311,633	—
スーパーストア事業	353,064	—
百貨店事業	176,213	—
フードサービス事業	7,509	—
金融関連事業	1,806	—
その他の事業	4,036	—
計	854,263	—

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第2四半期連結会計期間における売上実績（営業収益のうちの売上高）を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	413,353	—
スーパーストア事業	487,625	—
百貨店事業	226,320	—
フードサービス事業	22,434	—
金融関連事業	1,867	—
その他の事業	5,292	—
計	1,156,893	—

(注) 1 当社の連結子会社であります株式会社セブン-イレブン・ジャパンのチェーン全店売上高は、736,452百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、このうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、上表合計金額は、1,859,060百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態および経営成績の分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第2四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、厳しい雇用情勢や所得環境の悪化から生活防衛意識や節約志向が高まるなど個人消費は弱含みに推移いたしました。更に、衣料品に加えて食料品や生活雑貨等の生活必需品における市場価格の低下が顕著となるなど、依然として厳しい環境が継続いたしました。

このような環境の中、当第2四半期連結会計期間における営業収益は、7-Eleven, Inc. におけるガソリン単価の下落やスーパーストア事業と百貨店事業の売上が厳しいまま推移したこと等により1,304,670百万円となりました。営業利益は、金融関連事業は増益となったものの、天候不順に伴う国内小売業の苦戦により59,489百万円となりました。また、経常利益は59,957百万円、四半期純利益は19,995百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの営業概況は以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが平成21年8月末時点で37都道府県において12,467店舗（第1四半期連結会計期間末比144店舗増）を展開しております。商品面では、店内に設置したフライヤーで調理するフライドチキンなどの出来立てのファスト・フード商品を販売する店舗を約9,600店舗まで拡大するとともに、値頃感のある弁当などの開発やグループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の販売を拡大するなど、新たな顧客層の獲得に向けた取り組みを強化いたしました。これらの結果、夏場の天候不順の影響はあったものの、売上は堅調に推移いたしました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc. が平成21年6月末時点でフランチャイズ店の4,405店舗（第1四半期連結会計期間末比66店舗増）を含む6,215店舗（同7店舗増）を展開しております。売上高はガソリン単価の下落と円高の影響を受けたものの、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことに加え、タバコの小売価格の上昇による押し上げ効果もあり、ドルベースの米国既存店商品売上高は堅調に推移いたしました。

中国におきましては、セブン-イレブン北京有限会社が平成21年6月末時点で北京市内に79店舗（第1四半期連結会計期間末比4店舗増）を展開しております。また、平成21年4月には上海市内におきましてエリアライセンス（限定されたエリアでセブン-イレブンを運営するライセンスを与えられた企業）による店舗展開を開始いたしました。

また、コンビニエンスストア事業におきましては、会計基準の変更に伴い当第2四半期連結会計期間の7-Eleven, Inc. に係るのれんの償却額が1,863百万円増加しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業の営業収益は525,619百万円、営業利益は54,021百万円となりました。

② スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成21年8月末時点で176店舗を運営しております。新業態の店舗である“生活応援型”のディスカウントストア「ザ・プライス」は、新たに3店舗改装オープンしたことにより10店舗体制となりました。また、平成21年8月には株式会社アインファーマシーズと連携してイトーヨーカドー店舗内にドラッグストア「セブン 美のガーデン」を開店いたしました。販売面では、景気低迷と夏場の天候不順に加え、市場価格の大幅な低下の影響を受けたことなどにより、衣料品分野を中心に売上は弱含みで推移いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成21年8月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に159店舗（第1四半期連結会計期間末比2店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に61店舗を運営しております。内食志向に対応した生鮮食品の強化や「セブンプレミアム」の積極的な販売に努めた結果、売上は堅調に推移いたしました。

中国におきましては、平成21年6月末時点で北京市に総合スーパー8店舗と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー3店舗をそれぞれ展開しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のスーパーストア事業の営業収益は496,378百万円、2,668百万円の営業損失となりました。

③ 百貨店事業

百貨店事業における事業基盤と経営体制の強化を目的として、平成21年8月に株式会社そごう、株式会社西武百貨店、株式会社ミレニアムリテイリングの3社を合併し、存続会社の商号を株式会社そごう・西武に変更いたしました。従来の会社別の組織管理から基幹店舗を中心とした地域別の組織に変更するなど、経営の効率化と店舗における競争力の強化を推進する体制を構築いたしました。また、資産効率の向上に向けた取り組みといたしまして、平成21年8月末に「そごう心齋橋店」を閉鎖するとともに、平成21年9月末の「西武札幌店」の閉鎖を決定いたしました。一方、最大の基幹店舗である「西武池袋本店」におきましては、「食品生鮮活性化プロジェクト」のもと株式会社イトーヨーカ堂や株式会社ヨークベニマルとのノウハウ共有による生鮮食品売場の活性化に取り組むとともに、素材や工場を共通化した商品開発を株式会社イトーヨーカ堂と推進するなど、グループシナジーの拡大へ向けた取り組みを強化いたしました。

しかしながら、景気低迷による消費マインドの冷え込みや市場価格の下落の影響を大きく受け、衣料品や美術・宝飾品などの高額商品を中心に売上は厳しいまま推移いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の百貨店事業の営業収益は229,620百万円、営業利益は312百万円となりました。

④ フードサービス事業

国内におきましては、レストラン事業部門を中心に不採算店舗の閉鎖や経費削減による収益性の改善を推進いたしました。値頃感のあるメニュー開発の強化や株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの共同販促などの取り組みにより客数は回復傾向にありましたが、外食業界を取り巻く厳しい環境に加え、夏場の天候不順により売上は低迷いたしました。

中国におきましては、セブン&アイ・レストラン（北京）有限公司が平成21年7月より北京市内における店舗展開を開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のフードサービス事業の営業収益は22,827百万円、営業損失は233百万円となりました。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、グループ内外へのATMの設置を拡大するとともに、ATMの利便性を高めるサービスを順次拡大いたしました。これらの結果、平成21年8月末時点のATM設置台数が14,137台（第1四半期連結会計期間末比222台増）まで拡大するとともに、当第2四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましても116.1件と好調に推移いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の金融関連事業の営業収益は28,190百万円、営業利益は7,884百万円となりました。

⑥ その他の事業

株式会社セブン&アイ・ネットメディアを中心に、グループにおけるIT/サービス事業領域の再編と統合を推進いたしました。また、新規事業として株式会社セブカルチャーネットワークが平成21年8月より「学びの場」と「体験の場」を融合した旅行商品の販売を開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のその他の事業の営業収益は8,836百万円、営業利益は492百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

当第2四半期連結会計期間においては、景気低迷と夏場の天候不順の影響を受け、売上は厳しいまま推移いたしました。株式会社セブン銀行は好調を維持し、株式会社ヨークベニマルを中心とする食品スーパーの売上も堅調に推移したものの、総合スーパーおよび百貨店における衣料品の販売が不調に終わり、各事業において「セブンプレミアム」の販売を強化するなどグループシナジーの拡大に努めましたが、営業収益は905,197百万円、営業利益は49,371百万円となりました。

② 北米

当第2四半期連結会計期間においては、7-Eleven, Inc. の売上が、ガソリン単価の下落や円高の影響を受けた結果、営業収益は381,953百万円となりました。営業利益は、会計基準の変更に伴うのれんの償却額が1,863百万円増加したものの、9,501百万円となりました。

③ その他の地域

当第2四半期連結会計期間においては、中国における総合スーパーの業績が好調に推移した結果、営業収益は18,351百万円、営業利益は602百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ14,334百万円減少し718,684百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は76,225百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が50,329百万円となり、四半期連結会計期間末の曜日の関係により、主に株式会社セブン-イレブン・ジャパンにおける公共料金等の収納代行預り金の減少による預り金の減少額が81,403百万円となったことおよび株式会社セブン銀行におけるATM未決済資金の増加額が60,445百万円となったこと、社債の発行が30,000百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、64,318百万円となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が38,936百万円となったこと、株式会社セブン銀行における国債等の取得・償還などによる支出が20,002百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、27,383百万円となりました。これは7-Eleven, Inc. におけるコマーシャル・ペーパーの発行・償還による支出が12,680百万円となったこと、長期借入金の返済による支出が16,593百万円あったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	12,393	平成21年6月～平成21年8月
7-Eleven, Inc.	米国 テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	8,665	平成21年4月～平成21年6月
株式会社 ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	3,479	平成21年6月～平成21年8月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	31	平成21年6月～平成21年8月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	1,858	平成21年6月～平成21年8月

なお、当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
株式会社 イトーヨーカ堂	アリオ橋本店 (仮称) 神奈川県相模原市	スーパーストア 事業	店舗新設	37,157	20,421	自己資金	平成21年8月	平成22年9月
株式会社 イトーヨーカ堂	新曳舟店 (仮称) 東京都墨田区押上	スーパーストア 事業	店舗新設	15,754	8,034	自己資金	平成21年5月	平成22年10月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	906,441,983	906,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	906,441,983	906,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	916
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	91,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,045 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	1,297
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	129,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,111 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	—	906,441	—	50,000	—	875,496

(5) 【大株主の状況】

平成21年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地3	68,754	7.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	42,373	4.68
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	41,932	4.63
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,586	3.71
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	27,577	3.04
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	20,664	2.28
伊藤雅俊	東京都港区	19,331	2.13
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.79
ドイチェバンクトラストカンパ ニーアメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	60 WALL STREET NEW YORK, NY 10005 U.S.A (東京都千代田区有楽町1丁目1番2号)	14,931	1.65
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,354	1.58
計	—	299,729	33.07

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G) の所有株式数の全ては信託業務 (その他信託) の信託を受けている株式であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち36,791千株は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。
- 3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち31,141千株は信託業務 (証券投資信託等) の信託を受けている株式であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,970,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 902,717,800	9,027,163	—
単元未満株式	普通株式 753,783	—	—
発行済株式総数	906,441,983	—	—
総株主の議決権	—	9,027,163	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株および名義人以外から株券喪失登録のある株式が200株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個および名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数2個が含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,970,400	—	2,970,400	0.33
計	—	2,970,400	—	2,970,400	0.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	2,320	2,355	2,465	2,425	2,345	2,380
最低 (円)	1,901	2,065	2,180	2,200	2,055	2,160

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	625,614	650,949
受取手形及び売掛金	125,223	116,902
営業貸付金	74,311	78,042
有価証券	189,324	94,824
商品及び製品	161,544	167,135
仕掛品	17	14
原材料及び貯蔵品	2,569	2,384
前払費用	33,501	28,584
繰延税金資産	30,951	28,656
その他	172,231	233,928
貸倒引当金	△4,474	△4,321
流動資産合計	1,410,814	1,397,102
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	510,916	510,945
工具、器具及び備品（純額）	142,824	146,174
土地	546,573	525,022
建設仮勘定	46,627	40,147
その他（純額）	120	136
有形固定資産合計	※ 1,247,062	※ 1,222,427
無形固定資産		
のれん	250,207	318,945
ソフトウェア	36,389	37,674
その他	66,741	65,026
無形固定資産合計	353,337	421,647
投資その他の資産		
投資有価証券	173,656	140,149
長期貸付金	19,924	14,270
前払年金費用	14,321	16,486
差入保証金	440,674	442,416
建設協力金	12,189	13,298
繰延税金資産	22,384	22,966
その他	46,416	46,405
貸倒引当金	△6,764	△10,291
投資その他の資産合計	722,803	685,701
固定資産合計	2,323,203	2,329,776
繰延資産		
創立費	121	182
繰延資産合計	121	182
資産合計	3,734,140	3,727,060

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成21年8月31日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年2月28日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	331,955	297,783
短期借入金	189,500	191,100
1年内返済予定の長期借入金	103,825	103,352
1年内償還予定の社債	70,550	50,592
未払法人税等	52,946	53,311
未払費用	80,003	78,622
預り金	100,667	120,038
販売促進引当金	15,644	16,601
賞与引当金	16,744	15,705
商品券回収損引当金	4,966	6,024
銀行業における預金	170,501	165,712
その他	170,713	156,083
流動負債合計	1,308,018	1,254,927
固定負債		
社債	190,165	180,448
長期借入金	217,414	249,685
コマーシャル・ペーパー	15,119	18,688
繰延税金負債	46,978	44,094
退職給付引当金	4,061	3,510
役員退職慰労引当金	2,349	3,480
長期預り金	56,864	60,276
その他	65,901	51,274
固定負債合計	598,855	611,459
負債合計	1,906,873	1,866,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	576,073	576,074
利益剰余金	1,196,552	1,246,165
自己株式	△9,286	△9,277
株主資本合計	1,813,338	1,862,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,005	247
繰延ヘッジ損益	△626	△622
為替換算調整勘定	△59,645	△77,398
評価・換算差額等合計	△55,266	△77,773
新株予約権	745	391
少数株主持分	68,448	75,092
純資産合計	1,827,266	1,860,672
負債純資産合計	3,734,140	3,727,060

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
営業収益	2,546,405
売上高	2,260,523
売上原価	1,662,214
売上総利益	598,309
その他の営業収入	※1 285,881
営業総利益	884,190
販売費及び一般管理費	※2 766,052
営業利益	118,138
営業外収益	
受取利息	2,727
持分法による投資利益	661
その他	2,520
営業外収益合計	5,910
営業外費用	
支払利息	3,251
社債利息	1,209
その他	1,122
営業外費用合計	5,584
経常利益	118,464
特別利益	
固定資産売却益	365
投資有価証券売却益	464
その他	783
特別利益合計	1,614
特別損失	
固定資産廃棄損	2,391
減損損失	9,099
その他	6,167
特別損失合計	17,658
税金等調整前四半期純利益	102,421
法人税、住民税及び事業税	52,976
法人税等調整額	△1,505
法人税等合計	51,470
少数株主利益	7,262
四半期純利益	43,687

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日)

営業収益	1,304,670
売上高	1,156,893
売上原価	855,168
売上総利益	301,725
その他の営業収入	*1 147,776
営業総利益	449,501
販売費及び一般管理費	*2 390,012
営業利益	59,489
営業外収益	
受取利息	1,423
持分法による投資利益	355
その他	1,481
営業外収益合計	3,261
営業外費用	
支払利息	1,530
社債利息	603
その他	659
営業外費用合計	2,793
経常利益	59,957
特別利益	
固定資産売却益	140
投資有価証券売却益	464
退店店舗補償金	265
その他	347
特別利益合計	1,216
特別損失	
固定資産廃棄損	1,202
減損損失	7,683
その他	1,959
特別損失合計	10,844
税金等調整前四半期純利益	50,329
法人税、住民税及び事業税	28,387
法人税等調整額	△1,792
法人税等合計	26,595
少数株主利益	3,738
四半期純利益	19,995

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成21年3月1日
 至 平成21年8月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	102,421
減価償却費	64,944
減損損失	9,099
受取利息	△2,727
支払利息及び社債利息	4,461
持分法による投資損益 (△は益)	△661
固定資産売却益	△365
固定資産廃棄損	2,391
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,748
営業貸付金の増減額 (△は増加)	3,731
たな卸資産の増減額 (△は増加)	7,244
仕入債務の増減額 (△は減少)	32,230
預り金の増減額 (△は減少)	△2,212
銀行業における借入金の純増減 (△は減少)	△21,000
銀行業における社債の純増減 (△は減少)	30,000
銀行業における預金の純増減 (△は減少)	4,789
銀行業におけるコールローンの純増減 (△は増加)	△15,000
銀行業におけるコールマネーの純増減 (△は減少)	△12,300
ATM未決済資金の純増減	43,385
その他	18,766
小計	261,449
利息及び配当金の受取額	3,091
利息の支払額	△4,764
法人税等の支払額	△45,799
営業活動によるキャッシュ・フロー	213,977
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△80,673
有形固定資産の売却による収入	17,657
無形固定資産の取得による支出	△5,742
投資有価証券の取得による支出	△153,876
投資有価証券の売却による収入	133,493
貸付けによる支出	△6,166
貸付金の回収による収入	449
差入保証金の差入による支出	△14,008
差入保証金の回収による収入	14,313
預り保証金の受入による収入	1,077
預り保証金の返還による支出	△3,316
その他	△17,089
投資活動によるキャッシュ・フロー	△113,880

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年8月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,600
長期借入れによる収入	24,100
長期借入金の返済による支出	△34,562
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	125,616
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△130,169
社債の償還による支出	△327
配当金の支払額	△26,186
少数株主への配当金の支払額	△2,070
その他	△2,301
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,501
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,605
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	55,201
現金及び現金同等物の期首残高	663,483
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 718,684

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社セブンインターネットラボ、セブン&アイ・レストラン(北京)有限公司を設立、当第2四半期連結会計期間より株式会社セブンヘルスケアを設立し、連結子会社が3社増加しております。また、株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社西武百貨店は当第2四半期連結会計期間において、株式会社そごうを存続会社として3社合併したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 84社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 当第2四半期連結会計期間より、株式会社セブンファーム富里は新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 14社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として売価還元法による低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は1,323百万円減少しております。

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、期首の利益剰余金が67,126百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ3,741百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p>
--	---

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,192,947百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,155,608百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)												
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入205,728百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は1,357,236百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">49,411百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">192,405百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">16,306百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">9,431百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">128,102百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">62,036百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	49,411百万円	従業員給与・賞与	192,405百万円	賞与引当金繰入額	16,306百万円	退職給付費用	9,431百万円	地代家賃	128,102百万円	減価償却費	62,036百万円
宣伝装飾費	49,411百万円											
従業員給与・賞与	192,405百万円											
賞与引当金繰入額	16,306百万円											
退職給付費用	9,431百万円											
地代家賃	128,102百万円											
減価償却費	62,036百万円											

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)												
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入107,101百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は702,166百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">25,246百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">99,599百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,053百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">4,801百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">64,195百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">31,471百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	25,246百万円	従業員給与・賞与	99,599百万円	賞与引当金繰入額	5,053百万円	退職給付費用	4,801百万円	地代家賃	64,195百万円	減価償却費	31,471百万円
宣伝装飾費	25,246百万円											
従業員給与・賞与	99,599百万円											
賞与引当金繰入額	5,053百万円											
退職給付費用	4,801百万円											
地代家賃	64,195百万円											
減価償却費	31,471百万円											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在) (百万円)	
現金及び預金	625,614
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	189,300
預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	△96,229
現金及び現金同等物	718,684

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 906,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,987千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高
親会社 656百万円
連結子会社 88百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月28日 定時株主総会	普通株式	26,200	29	平成21年2月28日	平成21年5月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月1日 取締役会	普通株式	25,297	28	平成21年8月31日	平成21年11月13日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成21年6月1日至平成21年8月31日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	525,450	495,380	229,631	22,578	24,943	6,686	1,304,670	—	1,304,670
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	169	998	△10	249	3,247	2,149	6,803	(6,803)	—
計	525,619	496,378	229,620	22,827	28,190	8,836	1,311,473	(6,803)	1,304,670
営業利益又は 営業損失(△)	54,021	△2,668	312	△233	7,884	492	59,809	(320)	59,489

当第2四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年8月31日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	967,867	1,017,179	453,059	45,491	49,975	12,832	2,546,405	—	2,546,405
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	334	1,726	52	511	6,239	4,180	13,046	(13,046)	—
計	968,201	1,018,906	453,111	46,003	56,215	17,013	2,559,452	(13,046)	2,546,405
営業利益又は 営業損失(△)	98,991	2,689	1,131	△689	15,610	664	118,397	(259)	118,138

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「コンビニエンスストア」の当第2四半期連結累計期間の営業利益は3,741百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	905,111	381,207	18,351	1,304,670	—	1,304,670
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	86	745	—	832	(832)	—
計	905,197	381,953	18,351	1,305,502	(832)	1,304,670
営業利益	49,371	9,501	602	59,475	13	59,489

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,817,360	689,402	39,641	2,546,405	—	2,546,405
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	187	1,407	—	1,594	(1,594)	—
計	1,817,547	690,810	39,641	2,547,999	(1,594)	2,546,405
営業利益	104,492	11,994	1,620	118,107	31	118,138

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「北米」の当第2四半期連結累計期間の営業利益は3,741百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	381,207	18,351	399,558
II 連結営業収益	—	—	1,304,670
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	29.2	1.4	30.6

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	689,402	39,641	729,044
II 連結営業収益	—	—	2,546,405
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	27.1	1.5	28.6

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年8月31日)		前連結会計年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,945.94円	1株当たり純資産額	1,975.95円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	48.36円	1株当たり四半期純利益金額	22.13円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	48.35円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	22.13円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	43,687	19,995
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	43,687	19,995
期中平均株式数(千株)	903,456	903,455
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	0
(うち少数株主利益)	(0)	(0)
普通株式増加数(千株)	265	265

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月1日開催の取締役会におきまして、第5期の中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………25,297百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年11月13日

(注) 平成21年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。